

上内田地区まちづくり協議会規約

(名称)

第1条 本会は、上内田地区まちづくり協議会（以下「協議会」という）と称する。

(事業所)

第2条 協議会の事業所は、上内田地域生涯学習センターに置く。

(目的)

第3条 協議会の目的は、次のとおりとする。

- (1) 協議会は、掛川市自治基本条例の理念「生涯学習・報徳の精神」及び基本原則「情報共有」「参画」「協働」に基づき、地域住民が連携して誰もが住みたくなる「明日が見える上内田」をつくることを目的とする。
- (2) 協議会は、上内田地区区長会、上内田地域生涯学習センター、上内田地区福祉協議会と連携を密にして、それぞれの独自の事業を展開しつつ地域住民の生活・文化・福祉・連帯の向上にも寄与することを目的とする。

(区域)

第4条 協議会の区域は、上内田地区とする。

(会員)

第5条 協議会を構成する会員は、次のとおりとする。

- (1) 上内田地区に居住するすべての住民。
- (2) 地区内においてまちづくりを推進する団体及び事業所。
- (3) 団体及び事業所は、協議会への参加を希望する時は、運営委員会の承認を得て加入することができる。

(事業)

第6条 協議会は、第3条の目的を達成するために、上内田地区区長会、上内田地域生涯学習センター、上内田地区福祉協議会の連携・協力のもとで事業を行う。

- 2 協議会は、事業の推進に当たっては、既存の組織や団体の活動を生かしつつ、地区全体で取り組むことが望ましい事業について実施する。
 - (1) まちづくり事業の企画・運営に関すること。
 - (2) 地域住民の親睦・融和及び交流に関すること。
 - (3) 社会福祉、社会教育に関すること。
 - (4) 健康、保健衛生、生活環境に関すること。

- (5) 子育て支援、子供育成支援に関する事。
- (6) 防災、防犯、生活安全に関する事。
- (7) 交通安全に関する事。
- (8) まちづくりの担い手となる人材育成に関する事。
- (9) 行政との連携及び各組織や諸団体への支援協力に関する事。
- (10) その他協議会の目的達成のために必要な事業に関する事。

(組織)

第7条 協議会に、次の組織を設ける。

- (1) 総会
- (2) 運営委員会
- (3) 企画会
- (4) 正副部長会

(役員の種類)

第8条 協議会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 事務局長 1名 (副会長の内1名が事務局長となる)
- (4) 会計 1名 (副会長の内1名が会計となる)
- (5) 相談役 必要に応じて置くことができる。

(役員を選出)

第9条 役員を選出は、次のとおりとする。

- (1) 会長、副会長、会計は、企画会及び運営委員会において選出し、総会で承認を受ける。
- (2) 区長会長は、区長会で選出し総会で承認を受ける。

(役員の職務)

第10条 役員の職務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、協議会を代表し会務を統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長が不在の時はその職務を代行する。また、副会長は、部の部長を兼務することができる。
- (3) 事務局長は、協議会の運営及び活動に伴う事務を統括する。
- (4) 会計は、協議会の会計を担当する。
- (5) 相談役は、必要に応じて各種会議に出席し、助言を行う。

(役員任期)

第11条 役員の任期は次のとおりとする。

- (1) 役員の任期は、2年とする。但し、補欠役員の任期は前任者の残任期間とする。

- (2) 役員は、再任されることができる。
- (3) 会長の再任については、2期を限度とする。

(監事)

第12条 監事の選出、職務、任期は、次のとおりとする。

- (1) 監事は、区長会で2名選出し、総会で承認を受ける。
- (2) 監事は、協議会の会計を監査する。
- (3) 監事の任期は、1年とする。

(会議)

第13条 会議及び会議のメンバーは、次のとおりとする。

- (1) 会議は、総会、運営委員会、企画会、正副部長会とする。
- (2) 総会、運営委員会、企画会のメンバーは、細則に定める。
- (3) 正副部長会及び部会のメンバーは、別に定める。

(総会)

第14条 総会に関する事項は、次のとおりとする。

- (1) 総会は、協議会の最高議決機関とする。
- (2) 通常総会は、毎年1回、会長が招集する。
- (3) 臨時総会は、会長が必要と認めた場合又は、総会のメンバーの3分の2以上の請求があった場合に開催できる。
- (4) 総会は、メンバーの半数以上の出席（委任状含む）をもって成立する。
- (5) 総会の議長は、会長が務める。
- (6) 総会の議事は、出席者（委任状含む）の過半数で決し、可否同数の時は議長が決定する。
- (7) 総会の付議事項は、次のとおりとする。
 - ① 事業計画・事業報告及び予算・決算に関すること。
 - ② 規約の制定及び改廃に関すること。
 - ③ 役員の承認に関すること。
 - ④ 地区まちづくり計画に関すること。
 - ⑤ その他必要と思われる事項に関すること。

(運営委員会)

第15条 運営委員会に関する事項は、次のとおりとする。

- (1) 運営委員会は、会長が招集し、その議長を務める。
- (2) 運営委員会の付議事項は、次のとおりとする。
 - ① 企画会において審議決定された事項に関すること。
 - ② 協議会運営上重要課題や緊急を要する事項に関すること。

(企画会)

第16条 企画会に関する事項は、次のとおりとする。

- (1) 企画会は、会長が招集し、その議長を務める。
- (2) 企画会の付議事項は、次のとおりとする。
 - ① 総会付議に関すること。
 - ② 運営委員会付議に関すること。
 - ③ 総会議決事項の執行に関すること
 - ④ 協議会運営上重要課題や緊急を要する事項に関すること。

(正副部長会)

第17条 正副部長会に関する事項は、次のとおりとする。

- (1) 正副部長会は、会長が必要と認めた場合に招集し、議事の取りまとめを正副部長会長が務める。
- (2) 正副部長会長は、企画部長が務める。
- (3) 正副部長会は、第3条の目的達成のための実行機関として、各部会の事業遂行上の諸課題等を検討し、必要に応じて、企画会等に提言することができる。

(部会)

第18条 部会に関する事項は、次のとおりとする。

- (1) 部会は、企画部、事業部、防災部、ボランティア部、広報部、情報発信部の6部とする。
- (2) 部会は、第3条の目的達成のための実行機関として、第6条の事業を遂行するための活動を行うこととする。
- (3) 部会は、その事業を遂行するために、予算を執行する。
- (4) 部長及び副部長は、部会メンバーの互選により選任する。

(経費)

第19条 経費に関する事項は、次のとおりとする。

- (1) 協議会の経費は、地区内各戸の負担金・市交付金等及びその他収入をもって充てる。
- (2) 各戸の負担金の額については、細則で定める。

(会計年度)

第20条 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(会計監査)

第21条 会計監査は、毎年決算期に監事が行ない、監事は会計監査の結果を総会にて報告する。

(書類の整備)

第22条 協議会は、次に掲げる書類を備え付け、その書類の保存期間は別に定める。

- (1) 上内田地区まちづくり協議会規約
- (2) 役員名簿
- (3) 会計に関する帳簿及び関係書類
- (4) 総会、運営委員会、企画会の記録
- (5) その他必要と認める書類

(閲覧の請求)

第23条 協議会は、協議会を構成する会員から書類の閲覧請求があったときは、正当な理由がない限り、この閲覧を認めなければならない。

(委任)

第24条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は、会長が企画会に諮り別に定める。

附則

この規約は、平成28年4月1日から施行する。

この規約は、平成30年4月1日から施行する。

この規約は、令和2年4月1日から施行する。